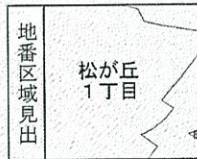


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 松が丘1丁目
B 松が丘1丁目

請求部分	所在 所沢市松が丘一丁目		地番 90番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類 地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成5年10月25日		備付年月日(原図)	補記事項	

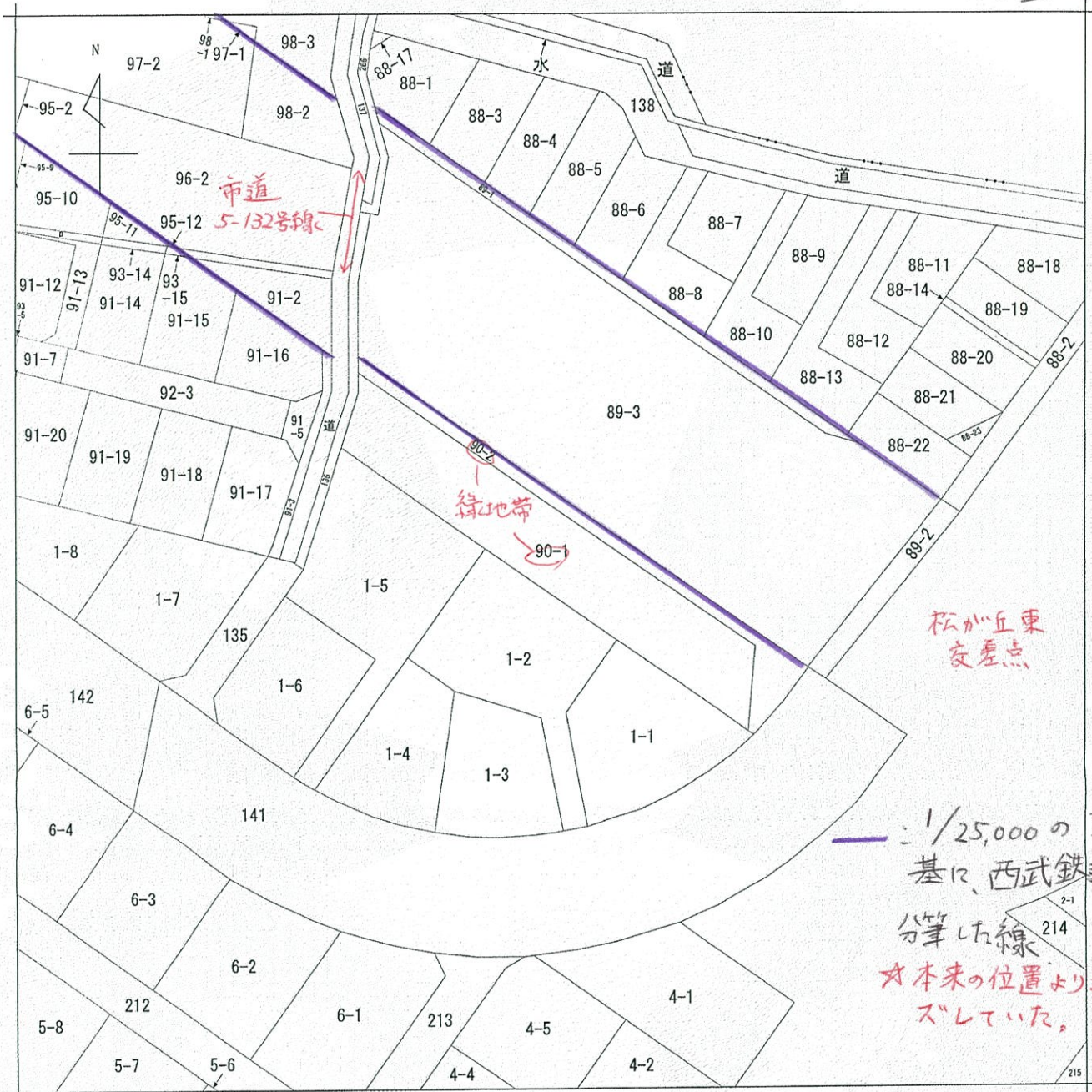
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年10月18日
さいたま地方方法務局所沢支局
登記官

木村勝

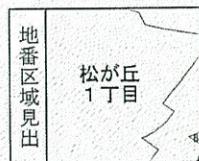


(公園B)



— 1/25,000の計画線を
基に、西武鉄道が
分筆した線
★本来の位置より北東側に
ズれていた。

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 松が丘1丁目
B 松が丘1丁目

請求部分	所在 所沢市松が丘一丁目		地番 90番1		
出力尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類 地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成5年10月25日		備付年月日(原図)	補記事項	

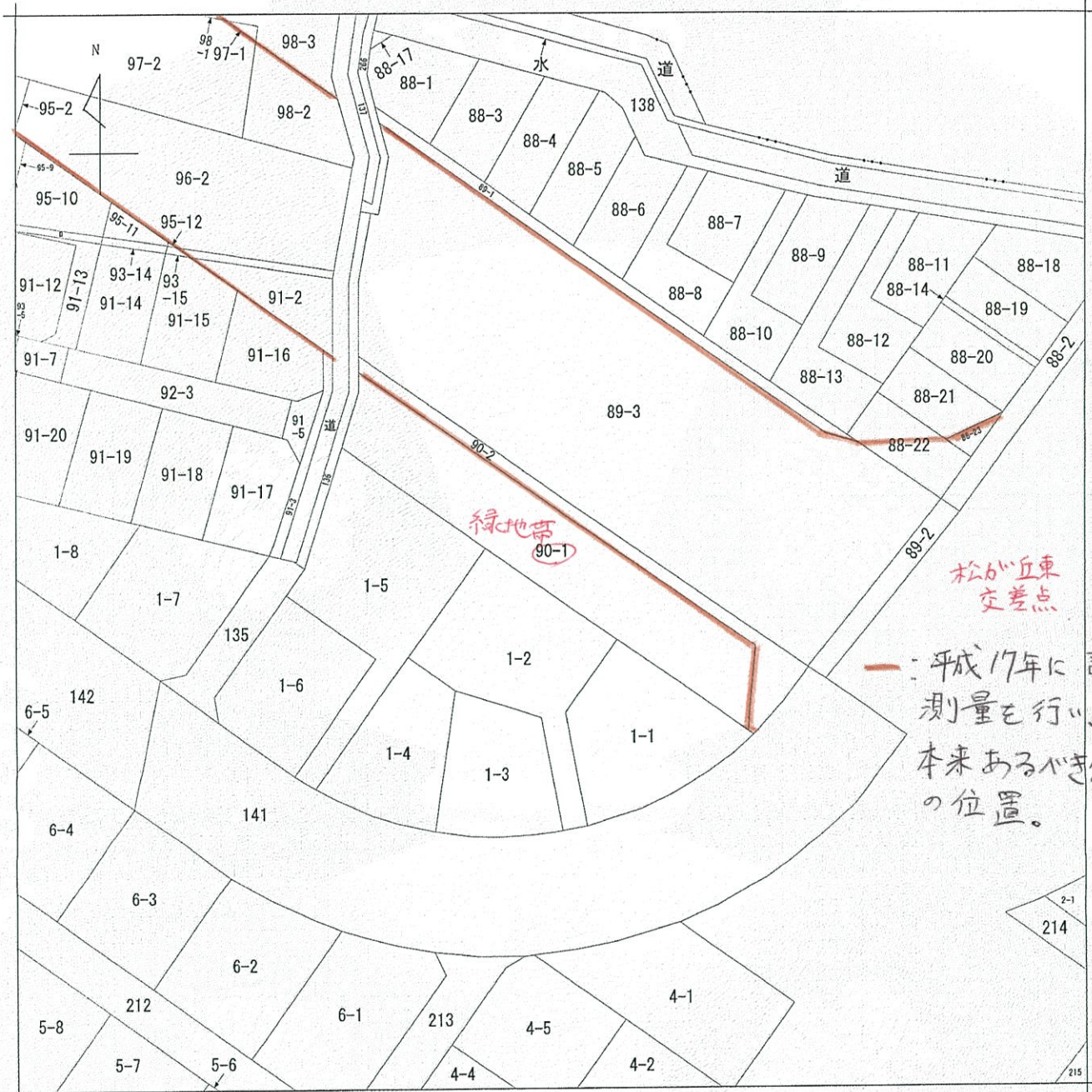
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年10月18日
さいたま地方方法務局所沢支局
登記官

木村勝

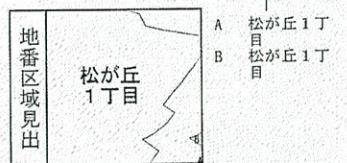


(公図C)



松が丘東交差点
 —: 平成17年に詳細な測量を行い得られた本来あるべき飯能所及緑の位置。

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

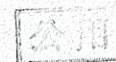


請求部分	所在		所沢市松が丘一丁目		地番	90番1		
出力尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成5年10月25日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年10月18日
 さいたま地方務局所沢支局
 登記官

木村勝



表題部 (土地の表示)		調製	平成14年5月23日	不動産番号	0318000220886
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	所沢市松が丘一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
151番54	宅地	610	87	151番から分筆 〔昭和55年8月21日〕	
余白	公園	610		②③昭和55年4月16日地目変更 〔昭和55年8月21日〕	
90番	余白	余白		①変更 〔平成5年10月25日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月23日	
90番1	余白	483		①③90番1、90番2に分筆 〔平成18年2月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年12月17日 第35074号	原因 昭和55年5月1日都市計画法第40条 第2項の規定による帰属 所有者 所沢市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月23日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年10月18日
さいたま地方方法務局所沢支局

登記官

木村 勝



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0318010026151
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	所沢市松が丘一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
90番2	公園	126		90番から分筆 〔平成18年2月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年12月17日 第35074号	原因 昭和55年5月1日都市計画法第40条 第2項の規定による帰属 所有者 所沢市 順位1番の登記を転写 平成18年2月23日受付 第8229号
2	所有権移転	平成18年3月3日 第9862号	原因 平成18年2月22日売買 所有者 埼玉県

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年10月18日
さいたま地方務局所沢支局

登記官

木村 勝



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。